

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会条例等の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 12 年 10 月 13 日・東京都条例第 179 号

1 概要

< 東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）の一部改正 >

中央省庁等改革関係法施行法の施行に伴い、規定を整備するものである。

具体的には、第 61 条第 2 項中、

総理府令 内閣府令

2 施行期日

平成 13 年 1 月 6 日

3 問い合わせ先

< 東京都環境影響評価条例の一部改正 >

環境局都市地球環境部環境影響評価課調整係

直通電話 03 (5388) 3440

都庁内線 42 - 761